

事前審査照会先一覧

照会先官署等		市街化区域			市街化調整区域				備考	
		住宅系 分譲宅地等	商業施設・ 飲食店舗等	その他	住宅系 戸建住宅※	住宅系 分譲宅地等	商業施設・ 飲食店舗等	その他		
国	滋賀国道事務所 管理第一課	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	※国道隣接地の場合	
県庁	産業立地課			◎※				◎※	※工場の場合(1,000㎡以上)	
県警	近江八幡警察署	○	○	○		○	○	○		
東近江合同庁舎	東近江土木事務所管理調整課	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	東近江環境事務所	◎※	◎	◎		◎	◎	◎	※自己用一戸建て以外の場合	
	中部森林整備事務所	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	※保安林を含む場合	
	東近江農業農村振興事務所田園振興課				○※	○※	○※	○※	※登記地目が農地の場合	
	東近江保健所(総務係)		○	○	○※		○	○	※兼用住宅の場合	
近江八幡市	土木課	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	調査許可G									
	農村整備課	○	○	○	○	○	○	○		
	農業振興課	○	○	○	○	○	○	○		
	農業政策G									
	農業委員会事務局	○	○	○	○	○	○	○		
	企画課	◎※	◎※	◎※		◎※	◎※	◎※	※大規模開発(0.5ha以上)の場合	
	まちづくり協働課	○	○	○	○	○	○	○		
	上下水道施設課	上水道G	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		下水道G	○	○	○	○	○	○	○	
	生活環境課	○	○	○	○	○	○	○	※簡易版+ゴミステーション構造図を添付	
	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○		
	文化振興課	○	○	○	○	○	○	○		
	文化財保護G									
	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	※簡易版+消防関係構造図を添付	
	人権・市民生活課	○	○	○	○	○	○	○		
	交通政策課	○	○	○		○	○	○		
	商工振興課		○	○※			○	○※	※工場、レジャー施設等の場合	
	建築課	○	○	○	○	○	○	○	※簡易版+建築図面を添付	
	建築指導G									
教育総務課	○				○					
庶務G										
幼児課	○※				○※			※0.5ha以上(集合住宅を含む)の場合		
管理運営G										
都市計画課	○※	○※	○※		○※			※分譲(0.3ha以上)の場合 ※簡易版+公園図面		
公園G										
許可要件による担当所管課			○※				○※	※担当所管課の意見書を必要とする場合		
都市計画課	◎×2	◎×2	◎×2	◎×2	◎×2	◎×2	◎×2			
提出部数		◎X+○YY	◎X+○YY	◎X+○YY	◎X+○YY	◎X+○YY	◎X+○YY	◎X+○YY	条件により部数が増減します	
		◎7+○18	◎7+○18	◎8+○19	◎5+○14	◎7+○19	◎7+○18	◎8+○19	※印を全て含む場合	

※1 開発計画事前審査願の添付図書～イ)開発計画説明書 ロ)設計説明書 ハ)法第34条各号に該当する図書 ニ)現況写真 ホ)土地の登記事項証明書等
ヘ)位置図 ト)付近見取図 チ)現況図 リ)土地利用計画平面図 ス)造成計画平面図 ル)給・排水計画平面図
ヲ)字限図(公園) ヲ)その他必要図(縦断図、横断図、構造図、建築図面等)

※2 ◎(詳細版)の開発計画事前審査願には上記添付図書の全ての書類を添付。

○(簡易版)の開発計画事前審査願には上記添付図書のうち、斜体字の書類及び照会先に関する図書一式を添付。

※3 代理者によって申請される場合にあつては、委任状が必要となります。

※4 戸建住宅については庁外関係部署分及び都市計画課開発指導G分(詳細版2部+簡易版1部)のみとする場合があります。